

区立堀ノ内東保育園の移転及び私立保育園への転換時期等について

指定管理者制度を導入している区立堀ノ内東保育園については、(仮称)都営梅里一丁目アパート隣接地(以下、「**都有地**」という。)に移転し、私立保育園へ転換することとしています。

この取組について、都が実施している旧都営住宅の解体工事の遅延等により、**都有地**の借受け時期を確定できないことから、移転及び私立保育園への転換(以下、「**移転及び転換**」という。)の時期を延期することとしていました。

この度、東京都と**都有地**の借受け時期についての協議が調ったことから、以下のとおり移転及び転換時期を令和7年4月から令和8年4月に変更し、移転及び転換までの期間については現在地において現園舎を活用して、指定管理者制度に基づく運営を継続することを決定しましたので報告します。

1 スケジュールの変更

<変更前>

	令和6年度	移 転 ・ 転 換	令和7年度	令和8年度
運営形態	区立園		私立園	
運営者	現指定管理者		私立保育園運営事業者 (R5年度選定)	

現園舎
移転先園舎

<変更後>

	令和6年度	令和7年度	移 転 ・ 転 換	令和8年度
運営形態	区立園			私立園
運営者	現指定管理者	次期指定管理者		私立保育園運営事業者 (R6年度選定)

現園舎
移転先園舎

※区の**都有地**借受け開始時期は令和7年4月1日から

2 令和7年度の次期指定管理者等

令和7年度の次期指定管理者については令和6年度に、杉並区保育所及び小規模保育事業所条例第4条に基づき、指定管理者候補者選定委員会を設置し、現指定管理者に対し、適格性の審査を行い、議会の議決を経て、決定する。

3 令和8年度以降の私立保育園運営事業者等

移転後の私立保育園の運営事業者は、令和6年度に公募型プロポーザル方式により選定する。その後、選定された事業者により令和7年度中に**都有地**へ新園舎の建設を行う。

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和6年2月	保護者への周知
4月頃	在園児保護者への説明会実施
5月頃～	指定管理者候補者選定委員会を開催し、次期指定管理者候補者を選定(非公募)
6月頃～	私立保育園への転換に伴う整備・運営事業者選定委員会を開催し、運営事業者を選定(公募)
9月	第三回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和7年4月	指定管理者による管理運営開始(指定期間1年間)
令和8年4月	園舎移転及び私立保育園に転換

堀ノ内東保育園 移転・転換スケジュール

参考資料

< 令和8年4月移転・転換 >

	令和5年度			令和6年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
転換 公募		●保健福祉委員会報告 ●保護者通知 ●HP公表		●保護者説明会（委員募集）		●選定委員会設置		●公募開始（8月中旬）		●書類審査	●現地視察	●ヒアリング・選定	●都協議～承認 ●意思決定 ●公表		●議会報告（1定）
R7.4~ 指定管理 者の指定					●指定管理者選定委員会設置（第1回_準備会）	●書類審査（第2回）	●現地視察・ヒアリング審査（第3回）	●指定管理者指定の意思決定		●指定管理者指定の議決（3定）					